

◆柳下礼子委員

歳出予算の事業概要、28ページ、児童措置委託費に関連して伺います。

要求資料は24ページ、25ページを御覧ください。

県内児童養護施設の性的虐待事件についてです。

児童養護施設は、御案内のとおり保護者のいない児童や虐待されている児童などを入所させて養育する施設です。県立施設もありますが、多くが社会福祉法人立で県が委託しています。新年度予算にも、この委託費が計上されていますが、この予算を生かし、施設の子供たちの全面発達を願って質問します。

お手元の予算の要求資料25ページを御覧ください。

2013年の施設内虐待は1件、保育士による高校生と小学生への性的身体的虐待です。私たちの調査によると、児童養護施設の保育士が高校生の児童と性的関係を持ち、しかも複数の同僚保育士とも不適切な性関係を持っていたとして、懲戒解雇処分となったという事件です。資料によりますと、翌年、2014年にも別の施設内で性的虐待が行われております。10年前に、県内の児童養護施設保育士による性的虐待が報道されましたが、虐待が後を絶たないわけです。児童養護施設の措置児童の約6割が被虐待児です。家庭で悲惨な虐待を受けてきた子供が、保護された施設でも虐待されるという極めて許しがたい事件です。2009年から2014年の県内施設における虐待発生件数を報告してください。

◎福祉部長

平成21年度から26年度までの過去6年間、県内では6件の虐待事案が発生しております。虐待の累計は、身体的虐待が2件、心理的虐待が1件、性的虐待が3件でございます。

◆柳下礼子委員

6件、多いですね。児童養護施設は、保護者に代わって児童を養護する極めて公的な施設です。民間の社会福祉法人が運営していますが、本来、全施設が公立でもいいと思います。県の監査、指導、援助などの責任は重大です。というのは、2013年の虐待事件の施設は虐待事件を初めて起こした施設ではないという点です。私どもの調査では、8年前、2005年にこの施設の法人理事長兼初代施設長が入所児童への暴力、暴言、職員と不適切な関係を持つなどにより、理事長施設長職を解任されているのです。この施設長が中学1年男子に暴行を繰り返し、施設を辞めさせてやるなどと脅迫し、職員との不適切な関係を持ち、それを児童に目撃されたという驚くべき事件です。問題は、この人物が事務長として、その後もこの施設で解雇もされずに働いているということです。2005年の際に、問題の人物が解雇されなかった理由を御説明ください。

◎福祉部長

お話しの暴力事件を起こしました施設は、2005年1月にも県が改善勧告を行っております。その中で、不適切な処遇を行った施設長の責任を明確にするよう勧告しております。その結果、当時の理事長兼施設長が施設長解任の処分を受けるとともに、理事長職を辞任しております。なぜ辞めさせられなかったかということでございますが、この処分は法人の理事会において適正に行われているというふうに理解しております。

◆柳下礼子委員

今回、問題にしているのは、2013年の性的虐待事件について法人理事会の下につくられた運営改善検

討委員会の提言の中には、こう書いてあるはずですが。初代施設長は、事務長として施設内に残るとともに、引き続き理事にとどまるという極めて変則的で異例な経緯をたどって、今日まで推移してきている。本委員会においても、この極めて変則的で異例とも言うべき構造が施設の真の経営者が一体誰なのか不明確にし、長年不安定な施設運営を余儀なくされてきた主たる原因ではないかと再三にわたり問題提起してきたところですが。極めて強い言い方をすれば、本施設の運営実態は二重の指揮命令系統が存在していると受け止められかねない。この構造を続ける限り、再び今回のような不祥事が発生する可能性は十分にあり得ると考えるところである。つまり、理事長兼施設長が2005年に解任されず、事務長にとどまったことが今回の性的虐待事件の原因の1つであると指摘しているのです。この運営改善検討委員会の指摘について、県はどのような対策を講じたのでしょうか、はっきりさせてください。

◎福祉部長

県は、2013年の虐待事案を受けまして、施設に対し組織運営や体制について問題点を明らかにして改善計画を策定するよう勧告をいたしました。また、改善計画の策定に当たっては、児童の権利擁護に詳しい専門家を交えた検証を行うよう指示しております。

そこで、施設では2014年3月、弁護士でありますとか学識経験者など6人の委員で構成される運営改善委員会を設置いたしました。施設は、運営改善委員会の検証を踏まえながら、組織運営等について問題点を明らかにした上で、施設として改善計画を策定いたしました。その中で、施設長が最終責任者として施設を統括すること、事務分掌を明確化し、各職員が与えられた職責の中で児童への適切な支援を行うこととしております。

県は、施設が策定した改善計画に基づき、指揮命令系統が適正に機能しているか、直接施設を訪問し、確認しております。

◆柳下礼子委員

これだけ問題のある人物をなぜ事務長職として残留させたのか、私はここが理解できないんです。2005年の事件の際、職員の有志からは理事長兼施設長は退職すべきだと要望書が提出されたはずですが。虐待された子供たちが虐待をした当人と今後も一緒に生活するんです。心の傷を回復することを妨げるという理由です。全くそのとおりだと思いませんか。虐待をした本人と今も同じ施設で子供たちが生活している、このことが問題とは思いませんか、部長、はっきり言ってください。

◎福祉部長

当時、暴行を受けた子供がいるかどうかは確認しておりません。

◆柳下礼子委員

先ほどの運営改善検討委員会の文書に戻りますと、そこには現実的には児童に対する様々な支援場面で事務長の関わりが散見されていると書いてあります。運営改善検討委員会は、このように元理事長兼施設長、現在は事務長の影響を完全に取り除かなければ、またこのような事件が起こる可能性があるということを指摘しているんですね。なぜ、この指摘どおりにしないんですか。これでは、この施設が根本的に改善するとは思えません。児童養護施設の子供たちは、施設の職員以外に頼れる人がいないんです。その施設で繰り返し虐待が起こる、子供の中にはこれじゃ家にいたほうがましという子もいたといいます。一日でも早く安心して暮らせる場にしなければと思います。私は、この施設のこの問題は2013年の事件だけで検討されるべきではないと考えます。また、法人内部の検討委員会では自浄作用を発揮することは不可能だと思います。第三者による再建委員会を再び作り、2005年の事件と今回の事件と一体の

改善策を報告していただきたいと思います。

◎福祉部長

第三者による再建委員会についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり施設が運営改善委員会を設置いたしました。この委員会は、先ほどとダブりますが、弁護士とか学識などの委員が事件発生の原因でありますとか、再発防止策について審議し、施設に最終提言を行っております。施設は、この提言を踏まえて組織運営等についての問題点を明らかにした上で、改善計画を策定いたしました。

県は、2014年度、毎月施設を訪問し、計画どおりに改善が図られているかを確認してきております。また、2015年度も3か月に1回、施設を訪問して確認をしております。引き続き、適正に運営されていることを確認してまいりたいと思います。

◆柳下礼子委員

今の部長の答弁のですね、施設の内部に運営再建委員会を作っても駄目なんです。ですから、私が先ほど質問したのは、第三者による再建委員会を再び作りなさいということで提案したわけです。これについてはお答えないようではございますけれども、次にいきます。

さらに、この施設には職員の問題もあります。2013年に性的身体的虐待を引き起こした施設の職員集団は、県のほかの児童養護施設の平均退職者数が4.5人であるのに比べて、7人退職と特別に退職率が高いんです。また、保育士の経験年数は、ほかの施設平均が7年1か月のところ、勤続年数は4年と特別に低かったと聞いています。このように、経験の浅い職員集団に対してどのような対策を講じていたのか御答弁ください。

◎福祉部長

担当課長から答弁させます。

◎こども安全課長

どのような対応をしたかについてお答え申し上げます。

2013年度に施設内虐待が発生した施設では、2014年度及び2015年度、それぞれ外部の職員をスーパーバイザーとして採用して、いわゆる若手の職員の育成に当たっています。

◆柳下礼子委員

スーパーバイザーを入れているということでしたけれども、1年限りでスーパーバイザーは引き上げてしまいましたよね。その代わりに外部から副施設長が着任したとのこと。しかし、これまでの経過を見ても、施設長が改善しようとしてもうまくいかず、次々交代してきたのではないですか。引き続き、外部の方が二重、三重に中に入り続け、職員集団の改革を行うべきです。スーパーバイザーを継続すべきと思いますが、どうですか。

◎福祉部長

2013年度に虐待が発生した施設では、2014年度及び2015年度、埼玉学園やほかの児童養護施設での勤務経験が豊富な人をスーパーバイザーとして採用しております。このスーパーバイザーは児童に対する処遇のほか、施設の運営方針、運営方法だとか、職員の育成面についても施設長に対して助言、指導を行っております。

◆柳下礼子委員

私は、ある保育士養成機関の方の話を伺いましたが、保育士の中でも児童養護施設は人気がないというんですね。夜勤があるというのも1つでしょうが、施設の被虐待児の処遇が非常に難しくなっている

という点も大きいのです。ですから、施設の保育士には特別な専門性が必要です。民間児童養護施設の保育士と県立児童養護施設の保育士の平均勤務年数を御報告ください。

◎福祉部長

県立の児童養護施設は県内に3か所設置されておりますが、管理運営は埼玉県社会福祉事業団に委託しております。その3施設における保育士及び児童指導員の平均勤続年数は9年4か月となっております。一方、民間の児童養護施設の平均勤続年数は7年1か月となっております。

◆柳下礼子委員

私は、県立保育士の待遇も決して十分だとは思っていません。しかし、本当に民間の児童養護施設職員の待遇は低いんです。まずは、この官民格差は解消すべきです。国任せではなく、県としても職員の給与への上乗せを行うなど、民間処遇改善事業を拡充すべきと思いますが、どうですか。

◎福祉部長

民間児童養護施設の職員給与を改善し、その定着を図るために民間施設給与等改善費を支給しております。これは職員の平均勤続年数に応じて措置費に加算をするものでございます。本定例会に、この加算率を平均で3%引き上げる補正予算をお諮りしております。これにより、民間施設給与等改善費については1億2,572万円、1施設平均で年額740万円の増額が見込まれております。

また、県では県単独事業として、児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費において、高校生を新たに受け入れた施設に対し、人件費を補助する予算を本定例会にお諮りしております。職員の処遇改善については、何よりもまず国がその責任において措置費の引上げを図るべきだというふうに考えております。県としても、措置費の人件費部分について改善を国に対し引き続き要望してまいります。